



モンゴル—日本関係の新時代が始まる

駐日モンゴル国大使館
特命全權大使

ソドブジャムツ・フレルバートル

フレルバートル大使は、2012年3月19日に信任状を捧呈し、駐日大使に就任。これまで、書記官、大使として2度、駐日大使館に勤務したほか、外務省政策企画・情報・評価局参与、アジア局長、駐朝鮮モンゴル国大使などを務めた。



これまでのモンゴル—日本関係

モンゴルと日本は1972年に外交関係を樹立しましたが、当時、社会体制とイデオロギーの異なる2つの国の貿易・経済関係は限定的でした。

モンゴルで民主化改革が始まった1990年以降、モンゴルと日本との関係に転換が生じました。日本はモンゴルの民主化を、2国間関係の枠組みで積極的に支援したと同時に、国際的な支援メカニズムを創設し、国際機関に呼びかけてモンゴル支援国会合を開催しました。これまで日本国政府からわが国に対する政府開発援助（ODA）は、わが国の社会・経済のあらゆる分野に供与され、2015年までに援助総額は2863億円に至りました。

日本政府の無償資金協力と円借款により実施されたプロジェクトは、モンゴルにおける市場経済体制の確立と強化、経済インフラの基盤整備、さまざまな社会問題の解決に大きく寄与しました。モンゴル政府と国民はこれを高く評価し、感謝しています。

モンゴルと日本との関係は1998年から「総合的パートナーシップ」として発展し、2010年からは「戦略的パートナーシップ」として新たな段階に進み拡大しました。13年には、安倍晋三総理大臣がモンゴルを訪問した際に、両国の戦略的パートナーシップ関係を強化・深化させる「エルチ・イニシアティブ」が、アルタンホヤグ首相が訪日した際に、両国の「戦略的パートナーシップのための中期行動計画」が合意、実施されました。さらに、14年にエルベグドルジ大統領が訪日した際に、モンゴルの輸出と産業多角化を促進するための「エルチ・イニシアティブ・プラス」が提案され、現在、成功裡に実施されています。

経済連携協定の発効

モンゴルと日本の経済関係は新たな段階に進み、ODAに依拠した協力から、投資と貿易の幅広い交流に基づく互恵的協力に移行しています。

2015年前半、エルベグドルジ大統領、サイハンビレグ首相、エンフボルド国家大会議議長ならびに複数の閣僚が相次いで訪日し、経済対話を行ったことが功を奏し、両国関係がいっそう活発に拡大することとなりました。サイハンビレグ首相の訪日時には、双方が経済連携協定（EPA）に調印し、その後両国の国会で承認されました。16年、経済連携協定発効に必要な国内法の整備などが行われ、6月7日に本協定は発効しました。これはモンゴルにとって初めての自由貿易協定であり、日本にとっては15番目となります。協定に定められているとおり、モンゴル側から5700品目、日本側から9300品目の商品の関税が即時および段階的に撤廃されます。これにより双方の民間企業は原産地証明された商品を関税免除でそれぞれの市場に輸出できるようになります。本協定が発効したことにより、貿易・経済協力は新たな段階に進み、両国の貿易におい



2015年2月10日 日・モンゴル経済連携協定署名

て互恵的かつ相互補完的な関係を官民パートナーシップに基づいて実施する機会が開かれました。

日本は、政治的にも経済的にもわが国の重要な「第三の隣国」となっています。現在、貿易・投資を増大させ、具体的な成果としていく必要があります。モンゴルの統計データをみると、両国の貿易額は約3億ドルであり、2015年のモンゴルから日本への輸出額は2030万ドル、輸入額は2億7460万ドルです。現状では、日本との貿易額は年間5億ドルにも満たず、投資額も2億ドルに達していません。経済連携協定が発効したことにより、双方の貿易商品の95%に影響が及ぼされ、日本の新しい先進技術がモンゴルに移転され、両国の輸出製品の多様化が進む幅広い可能性を創出する見込みがあります。

日本側はモンゴルのインフラ・鉱山・農牧業・道路建設・金融など多くの分野での協力強化に関心を有しており、モンゴル側は工業分野における石炭ガス化・ポリプロピレン製造など石炭高度加工・石炭化学産業集積地、銅製錬工場、資源輸送のための鉄道網・道

路網などのメガインフラ建設案件、食肉・皮革・ウール・カシミアなどの農牧業原料加工産業、官民協力による産業パーク建設などに関心を有しています。合併企業を増やすことでモンゴル製の商品がモンゴル国内および中国・ロシアの巨大市場のみならず、日本や北東アジア・アジア太平洋諸国などの市場に輸出され、国際経済統合におけるわが国の立場を確立したいと考えています。このように相互補完的かつ互恵的協力を発展させることは私たちの目標であり、このために日本の技術・ノウハウ・ビジネス手法などを学び、人材育成と投資誘致に積極的に取り組んでいきます。

日本の民間企業には、モンゴルで事業を行なうに当たり、日本政府からの支援のほか、EPAの枠組みでの好条件や、国際協力銀行や国際協力機構による支援の仕組みもあります。さらに、日本に対する国民感情が良好なモンゴル国民と信頼できる民間企業のパートナーがいます。これらを有効に活かすことができれば、私たちは2国間の枠組みにとどまらず、地域レベルでもパートナーとなれる余地と未来があることを強調したいと思います。

日・モンゴル経済連携協定に含まれる主な分野

物品一般ルール・原産地規則

関税の撤廃又は削減、内国民待遇の供与等の義務のほか、二国間セーフガード措置を規定。
エネルギー・鉱物資源を含む両国の関心品目について輸出入規制措置を導入する場合の情報提供を規定。
特惠関税の対象となる原産品の認定基準・手続等を規定。

税関手続及び貿易円滑化

物品の貿易を円滑化するため、税関手続の透明性の確保、物品の速やかな通関のための措置、事前教示、両国の税関当局の協力及び情報の交換等を規定。

衛生植物検疫措置

衛生植物検疫措置（SPS措置）の国際基準への調和に関する協力、同等性の認定について規定。小委員会を設置。

強制規格、任意規格及び適合性評価手続

貿易の促進を目的として、国際規格の利用、強制規格の策定、適合性評価手続の結果の受入れ等について規定。小委員会を設置。

サービスの貿易

両国間のサービスの貿易を促進するため、市場アクセス、内国民待遇、最恵国待遇、透明性等の規律について規定。
GATSの下での約束を超える自由化を約束。

自然人の移動

短期商用訪問者、企業内転勤者、投資家等及びそれらの配偶者・子等の入国及び一時的な滞在を約束。
入国・一時的滞在に関する手続の透明性の確保についても規定。

電子商取引

電子商取引の促進のため、電子的送信に対する関税の不賦課、デジタル・プロダクトの無差別待遇、消費者保護等を規定。
自国でのビジネスの条件として自国内へのコンピュータ施設の設置等を求めることの禁止を規定（我が国EPAで初。）。

投資

既存の日・モンゴル投資協定を上回る内容。
投資許可段階の内国民待遇・最恵国待遇の付与、技術ライセンス契約に対する政府の介入の禁止（ロイヤリティ規制の禁止：我が国EPAで初。）、エネルギー・鉱物資源を含むあらゆる分野における公正衡平待遇及び投資家・政府間の契約遵守の義務付け、投資家と国家間の紛争解決（ISD条項）等を規定。

競争

反競争的行為を規制するため、双方の当局が自国の法令に従って適切と認める措置をとる旨規定。
また、当局間の具体的な協力手続等について規定。

知的財産

透明性確保及び手続簡素化の観点から、出願に関連する情報の公開等について規定。
知的財産の保護及び知的財産権の行使の強化のため、周知商標の保護、非開示情報の保護、商標権・著作権侵害物品の輸入に関する税関当局の職権による取締り権限の付与等を規定。

ビジネス環境の整備

両国政府・民間の専門家の参加を得て、事業活動を遂行する両国の企業のためのビジネス環境の整備・向上を検討する小委員会を設置。
相手国の企業からの苦情及び照会の受領等を任務とする連絡事務所の設置を規定。

協力

農林水産（フード・バリューチェーン等）、中小企業、観光、情報通信技術、環境等の分野において協力を促進する旨規定。

出所：日本国外務省ホームページ